

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	防災企画課
契約締結日	令和6年7月26日
件名	家庭の防災リーダー育成事業業務委託
概要	名古屋市役所が一丸となって防災人材育成を推進していくための統一の方針として、名古屋市防災人材育成方針を策定し、令和6年度においては、「意識の変革」に資する取組を積極的に推進していくこととしている。 本件は、名古屋市防災人材育成方針に基づく戦略的な取組の一環として、子どもたちを通じた家庭における防災意識の向上を図るため、家庭の防災リーダーとして家庭での防災対策を率先して考え実践することができる子どもたちを育成するためのプログラムの企画運営の業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、新規性及び創造性を求めることが必要不可欠であり、家庭の防災を子どもたちに分かりやすく、効果的に働きかける企画能力や運営体制等、価格以外の要素を評価して選定する必要があることから、広く一般に提案を求め、公募型プロポーザル方式により事業者を選定した。 結果は以下のとおりであり、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 TOPPAN株式会社 中部事業部 228点 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	TOPPAN株式会社 中部事業部
契約金額(円)	9,781,200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局防災企画課です。
電話番号 052-972-3527

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和6年8月23日
件名	令和6年度名古屋市CM映像(ヤングケアラー支援)の制作及び放送業務委託
概要	ヤングケアラー支援の相談窓口が設置されたことを周知するとともに、ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図り適切な支援・相談につなげられるよう、第一に当事者、第二に周りの大人や子どもに向けた広報啓発を推進するためのCMの制作、及び地上波テレビのスポットCM枠での放送を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	CM制作にあたっては、内容の独創性や訴求効果、また、放送においては、高い広報効果が期待できるかなど、新規性や創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、企画コンペを実施した。 当該企画コンペの結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 株式会社アイアンドエス・ビービーディオー名古屋支社 254点 2位 株式会社中日アド企画 242点 3位 株式会社ジェイアール東海エージェンシー 233点 4位 株式会社中広 226点 5位 株式会社新東通信 223点 6位 株式会社ITP 223点 7位 株式会社CBCコミュニケーションズ 219点 8位 株式会社アド大広名古屋 191点 9位 株式会社パナ・エンタープライズ 187点 10位 株式会社日本経済社 124点 11位 株式会社ティーエーシー 112点
契約の相手方	株式会社アイアンドエス・ビービーディオー名古屋支社
契約金額(円)	¥11,541,200★

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号 052-972-3132

随意契約の内容の公表

局区	市長室
課	広報課
契約締結日	令和6年8月27日
件名	名古屋市公式ウェブサイト機能強化支援業務委託
概要	市民にとってより利便性の高い名古屋市公式ウェブサイト(以下「市公式ウェブサイト」という。)を目指し、令和6年から7年にかけて市公式ウェブサイト及びコンテンツマネジメントシステムの機能強化を実施する。機能強化が滞りなく遂行されるよう、プロジェクト管理及び成果物の専門的視点による確認作業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1. 理由 「名古屋市公式ウェブサイト機能強化及び運用・保守業務委託」における仕様書は、昨年度「市公式ウェブサイト機能強化に向けた調査業務委託」にて、株式会社インフォ・クリエイツの支援を受け、課題の整理や各機能の検討を踏まえ、作成したものである。 この仕様書の内容に沿って事業が滞りなく実施されているかどうか、1年2カ月という限られた開発期間内で、機能強化業務の受託業者を監督することができるのは、仕様書そのものの作成を支援した株式会社インフォ・クリエイツのみであることから、本件契約については、当該事業者と随意契約を締結する。 2. 根拠 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社インフォ・クリエイツ
契約金額(円)	¥ 15, 026, 000★

契約の内容についてのお問い合わせ先は、市長室広報課です。
電話番号 052-972-4804

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和6年7月1日
件名	指紋認証機能の認証基盤システム連携対応に係る改修業務委託
概要	当該業務は、指紋認証機能(以下「本機能」という。)と認証基盤システムの多要素認証機能の並行稼働期間において、職員が両機能を支障なく併用できる環境を整備するため改修を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本機能は、株式会社ディー・ディー・エスが製造したパッケージソフトを採用し、本市の仕様に沿って設計及び製造作業を行ったものであり、そのパッケージソフトウェアに関する著作権は当該業者が保有するものです。(パッケージソフトウェアに関する情報は非公開) 本業務の遂行にあたっては、本機能のパッケージソフトウェアの非公開の仕様に基づくプログラム作成が必要となり、そのプログラムの著作権及びプログラム構成に関しての知識を保有している者が、当該業者に限定されています。 以上のことから、当該業者以外が本業務を行う事は不可能である為、当該業者と随意契約をするものです。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ディー・ディー・エス
契約金額(円)	3,249,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2268

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	デジタル改革推進課
契約締結日	令和6年7月1日
件名	職員認証システムの認証基盤システム連携対応に係る改修業務委託
概要	当該業務は、職員認証システム(以下「本システム」という。)と認証基盤システムの並行稼働期間において、職員が両システムを支障なく併用できる環境を整備するため改修を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、日本電気株式会社 東海支社が製造したパッケージソフトを採用し、本市の仕様に沿って設計及び製造作業を行ったものであり、そのパッケージソフトウェアに関する著作権は当該業者が保有するものです。(パッケージソフトウェアに関する情報は非公開) 本業務の遂行にあたっては、本システムのパッケージソフトウェアの非公開の仕様に基づくプログラム作成が必要となり、そのプログラムの著作権及びプログラム構成に関しての知識を保有している者が、当該業者に限定されています。 以上のことから、当該業者以外が本業務を行う事は不可能である為、当該業者と随意契約をするものです。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	8,580,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局デジタル改革推進課です。
電話番号 052-972-2268

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	企画課
契約締結日	令和6年8月30日
件名	名古屋市次期総合計画プロモーション用パンフレット・動画制作業務委託
概要	市民のみならず、市外の人々の本市への理解や愛着を深めるとともに、住み続けたい、移り住みたいという意欲を喚起するために、次期計画の策定にあわせ、本市の都市としての総合的な魅力や、その魅力を今後さらに向上させていくための取り組みについて、ビジュアルをメインに印象的かつ効果的に伝えることを目的に、次期計画プロモーション用パンフレットのデザイン及び印刷並びに次期計画プロモーション用動画の制作を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約の相手方の選定にあたっては、その委託内容の性質から、企画・運営手法等の能力が高い者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定した。その結果は以下のとおりであり、第2次審査結果が1位の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 【第1次審査】各提案者の順位と点数(順位点/評価点) 1位 株式会社ITP(16点/280点) 2位 株式会社角川アスキー総合研究所(18点/283点) 3位 サクセスファクター株式会社(18点/257点) 4位 サンメッセ株式会社(22点/269点) 5位 株式会社NE-IRO(29点/187点) 6位 しゃちほこ合同会社(33点/180点) 【第2次審査】各提案者の順位と点数(順位点/評価点) 1位 株式会社角川アスキー総合研究所(13点/304点) 2位 株式会社ITP(17点/273点) 3位 サンメッセ株式会社(21点/277点) 4位 サクセスファクター株式会社(21点/251点) 5位 株式会社NE-IRO(24点/243点)
契約の相手方	株式会社角川アスキー総合研究所
契約金額(円)	4,793,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局企画課です。
電話番号 052-972-2205

随意契約の内容の公表

局区	総務局
課	東京事務所
契約締結日	令和6年8月6日
件名	首都圏所在の企業間交流イベント開催業務委託
概要	首都圏所在の名古屋に縁がある企業同士の交流を図ることを目的に、企業連携・企業誘致・観光推進・公民連携等にもつなげるシティプロモーションイベントを開催し、併せて市政情報も広く発信する業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該業務の契約の相手方の選定にあたっては、その委託内容の性質から、企画・運営手法等の能力が高い者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定した。その結果は以下のとおりであり、1位の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 株式会社中日新聞社(227.5点)
契約の相手方	株式会社中日新聞社
契約金額(円)	1,347,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、総務局東京事務所です。
電話番号 03-3504-1738

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約監理課
契約締結日	令和6年7月31日
件名	令和6年度電子調達システム(調達情報サービス・入札参加者登録)改修業務委託
概要	本件は、電子調達システムのうち、調達情報サービス・入札参加者登録システムの改修及び動作検証を委託するものであり、その内容は以下のとおりです。 ○令和7・8年度競争入札参加資格申請集中受付に伴う改修 令和7・8年度競争入札参加資格申請より、必要添付書類、詳細内容欄等を一部変更するため、それに伴う改修を行います。 ○集中受付webページ対応 令和7・8年度競争入札参加資格集中受付に伴うwebページの設定等を行います。
契約の相手方を選定した理由	電子調達システムは、富士通Japan(株)がネットワーク構築・職員認証管理を行い、そのネットワーク上に、「入札参加者登録」「調達情報サービス」「電子入札」の各サブシステムを稼働させています。そのうち、電子入札システムを除いた本件委託部分(入札参加者登録システム及び調達情報サービス)は、富士通Japan(株)が開発し、その後も改修を重ねたもので、同社がその著作権を有しています。 そのため、本システムの改修を行えるのは、著作権を有し、開発・運用・改修を行ってきた富士通Japan(株)に限定されます。 (根拠条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	富士通Japan(株) 東海公共ビジネス部
契約金額(円)	6, 483, 070円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約監理課です。
電話番号 052-972-2321

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	住民課
契約締結日	令和6年8月15日
件名	住民票の写し等のコンビニ交付導入にかかる調査等業務委託
概要	令和8年度の導入を目指している住民票の写し等をコンビニで取得できる仕組みの導入に検討が必要な課題等を整理するため、現在別途契約によってプロジェクトを進めている、次期住民記録システムの各要件との調査・分析やコンビニ交付の早期実現に向けた検討について委託するもの（以下「本件業務」という。）。
契約の相手方を選定した理由	次の理由から、本件業務が実施できる業者は、契約業者のみに限られる。 (1) 契約業者は、次期住民記録システム等で利用しているオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関するすべての情報を保有するとともに、著作権を有していること。 (2) 本件業務に必要となるオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの詳細情報は、契約業者である開発元以外には公開されていないこと。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	5,214,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局住民課です。
電話番号 052-972-3114

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局
課	スポーツ施設課
契約締結日	令和6年8月1日
件名	スポーツ・レクリエーション情報システム 名城庭球場原票変更改修業務委託
概要	名城庭球場について、施設の改築・改修に伴い、新たに会議室の設置及び利用料金の設定、さらに、既存のコート等の利用料金を変更するため、スポーツ・レクリエーション情報システムにおいて、名城庭球場の原票改修等を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	次の理由から、本システム改修が実施できる業者は、契約予定業者のみに限られる。 (1) 契約予定業者は、本システムの開発元であり、当該システムに関するすべての情報を保有するとともに、著作権を有していること。 (2) 本件改修に必要となるシステムの詳細情報は、契約予定業者である開発元以外には公開されていないこと。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するもの。
契約の相手方	NTTビジネスソリューションズ株式会社
契約金額(円)	2,541,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ施設課です。
電話番号 052-972-3263

随意契約の内容の公表

局区	スポーツ市民局															
課	スポーツ戦略課															
契約締結日	令和6年8月23日															
件名	スポーツプロモーションにおける情報発信等業務委託															
概要	本市において、名古屋市スポーツ戦略に基づき、名古屋スポーツコミッション等と協力して、プロモーションを実施することで、スポーツを活かした地域の活性化や都市ブランドの向上を図る必要がある。 本業務は、本市の特徴を活かした、スポーツプロモーション関連映像を制作し、市域内外に向けて発信することで、市内のスポーツチームの認知度向上のみならず、市民等へスポーツが盛んな都市であるという認知を深めるとともに、アジア・アジアパラ競技大会の機運醸成も目的として、映像の制作及び掲出等にかかる業務を委託するものである。															
契約の相手方を選定した理由	スポーツを活かした地域の活性化や都市ブランドの向上を図るための映像制作に当たり、行政のみでなく、民間が持つデザイン性及びアイデアを活かした新規性及び創造性のある企画内容が必要である。 また、より効果的な市域内外への発信として、SNS等で話題となることを目標としており、その手法については民間の能力・センス・経験等が最も重要であり、仕様では定めることができない。 よって、名古屋市企画競争実施ガイドライン第4条第3項第2号に定める「新規性又は創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないとき。」に該当するため、公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは地方自治法施工令第167条の2第1項第2号（その他の性質又は目的が競争入札に適しないもの）に基づく随意契約を締結した。 <table><tr><td colspan="3">各提案者の順位と点数</td></tr><tr><td>1位</td><td>株式会社JR東海エージェンシー</td><td>256点</td></tr><tr><td>2位</td><td>株式会社ジェイアール東日本企画中部支社</td><td>253点</td></tr><tr><td>3位</td><td>株式会社CBCテレビ</td><td>247点</td></tr><tr><td>4位</td><td>株式会社TORIST</td><td>211点</td></tr></table>	各提案者の順位と点数			1位	株式会社JR東海エージェンシー	256点	2位	株式会社ジェイアール東日本企画中部支社	253点	3位	株式会社CBCテレビ	247点	4位	株式会社TORIST	211点
各提案者の順位と点数																
1位	株式会社JR東海エージェンシー	256点														
2位	株式会社ジェイアール東日本企画中部支社	253点														
3位	株式会社CBCテレビ	247点														
4位	株式会社TORIST	211点														
契約の相手方	株式会社JR東海エージェンシー															
契約金額(円)	14,991,900															

契約の内容についてのお問い合わせ先は、スポーツ市民局スポーツ戦略課です。
電話番号 052-972-3294

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	国際交流課
契約締結日	令和6年7月12日
件名	名古屋・ロサンゼルス姉妹都市交流促進業務委託
概要	姉妹都市ロサンゼルスにおける交流の窓口としてロサンゼルス名古屋姉妹都市委員会 (Los Angeles-Nagoya Sister City Affiliation: 通称 LANSKA) の協力を得て交流事業を進めているが、令和6年度に姉妹都市提携65周年を迎えることを契機として、更なる姉妹都市交流の促進に向けた業務を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	LANSKAはロサンゼルス市と名古屋市との姉妹提携で多くの仕事と役目を担うロサンゼルス市長を支援するため、ボランティアで運営する独立した、内国歳入庁規約501(c)(3)の非営利団体である。委員長はロサンゼルス市長によって任命され、ロサンゼルス市の全ての姉妹都市交流を監督するロサンゼルス姉妹都市委員会傘下の組織として、ロサンゼルス市における名古屋市との姉妹都市交流に係る業務を実施している。こうした背景から、両市における交流事業の円滑な推進等に資するため、関係諸機関等との連絡調整などの業務を受託できるのは、当該団体が唯一の団体である。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
契約の相手方	Los Angeles Nagoya Sister City Affiliation (ロサンゼルス名古屋姉妹都市委員会)
契約金額(円)	2,600,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局国際交流課です。
電話番号 052-972-3063

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	歴史まちづくり推進課
契約締結日	令和6年8月8日
件名	岡家住宅基本計画(文化財建造物)検討業務委託
概要	「岡家住宅建物調査」(令和2年度)、「岡家住宅保存活用計画」(令和4・5年度)をふまえ、本市が令和6・7年度に策定を予定している「岡家住宅基本計画」のとりまとめに必要な検討のうち、主として文化財建造物に関する検討を実施する。
契約の相手方を選定した理由	本事業の目的である岡家住宅基本計画のとりまとめを実現するためには、文化財的価値の高い建造物等の整備に関する高度な知識及び専門的な技術が必要であり、また、他に類似の施設がないため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難であるため、企画・提案・実施能力の高い事業者を選定する必要がある。契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)に基づく随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 有限会社伊藤平左エ門建築事務所 340点
契約の相手方	有限会社伊藤平左エ門建築事務所
契約金額(円)	22,000,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、歴史まちづくり推進課です。
電話番号 052-972-2782

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局															
課	観光推進課															
契約締結日	令和6年8月28日（水）															
件名	アジア・アジアパラ競技大会に向けた観光コンテンツ造成事業業務委託															
概要	国内外の観光需要が急速に回復し、多くの観光地が賑わいを取り戻している中で、2026年のアジア・アジアパラ競技大会の開催時における名古屋市内の滞在、周遊促進につなげ、観光消費額の増加につなげるための観光コンテンツの造成等を行うもの。															
契約の相手方を選定した理由	当事業を実施するにあたって、客観的なデータに基づき、事業のターゲットを定め、名古屋の特色を活かした市内での宿泊につながるインバウンド向けの観光コンテンツを造成することに加え、造成したコンテンツの効果的なプロモーションやセールスを実施するなど専門的な知識やネットワークが必要だと考えられるため、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 <table><tr><th colspan="3">各提案者の順位と点数</th></tr><tr><td>1位</td><td>楽天グループ株式会社</td><td>223点</td></tr><tr><td>2位</td><td>株式会社阪急交通社</td><td>217点</td></tr><tr><td>3位</td><td>株式会社リクルート</td><td>169点</td></tr><tr><td>4位</td><td>株式会社エイチ・アイ・エス中部営業部</td><td>159点</td></tr></table>	各提案者の順位と点数			1位	楽天グループ株式会社	223点	2位	株式会社阪急交通社	217点	3位	株式会社リクルート	169点	4位	株式会社エイチ・アイ・エス中部営業部	159点
各提案者の順位と点数																
1位	楽天グループ株式会社	223点														
2位	株式会社阪急交通社	217点														
3位	株式会社リクルート	169点														
4位	株式会社エイチ・アイ・エス中部営業部	159点														
契約の相手方	楽天グループ株式会社															
契約金額(円)	19,987,000円															

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局観光推進課です。
電話番号 052-972-2219

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和6年8月2日
件名	環境行動促進アプリケーションに係るサーバー更新等業務委託
概要	気候変動やヒートアイランド現象への対応等について考える契機とするため、市中心部に位置する市役所において気温を測定し、現地で気温を表示するとともに、専用ウェブサイトや環境行動促進アプリケーション「なごっちゃ」(以下「アプリ」とする。)を活用した啓発を行っている。 本業務は、アプリの運用に用いているコンテンツ管理システムのフレームワークのサポート期間の終了に伴い、セキュリティリスク対策のためフレームワークの移行及び安定的な動作のためサーバーの更新を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	環境行動促進アプリケーション「なごっちゃ」は、東急エージェンシー株式会社が独自の技術に基づき開発したものであり、本業務が実施できるのは同社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。
契約の相手方	株式会社東急エージェンシー 名古屋支社
契約金額(円)	2,750,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和6年8月7日
件名	愛岐処分場自動通報システム設置委託
概要	愛岐処分場の浸出水処理施設及び浸出水調整池の異常等を自動通報し、監視体制を強化するため、自動通報装置を設置するもの。
契約の相手方を選定した理由	自動通報装置を設置し運用するには、施設内の全警報が集約される中央監視制御装置から直接出力する必要がある。中央監視制御装置のプログラムや運転方案は、日立造船株式会社が独自の技術によって設計、施工されたものであり、中央監視制御装置への接続等は、機能等を熟知している者しか施工できないため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約
契約の相手方	日立造船株式会社 中部支社
契約金額(円)	2,530,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和6年8月9日
件名	小型貨物自動車の購入(その2)
概要	最近の自動車業界の状況下において、ごみ収集用自動車(小型中継車)のベースとなる小型貨物自動車を新車で調達することができないことから、中古車を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の指定する条件を満たす中古車の販売状況を調査したところ、契約誘引期間中に取扱いがある事業者は、以下の契約相手方のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。
契約の相手方	株式会社 山勝
契約金額(円)	2,006,190

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	環境局
課	総務課
契約締結日	令和6年8月27日
件名	荒子川北中島橋付近におけるバイオオーグメンテーション実証試験業務委託
概要	荒子川において1,2-ジクロロエタンの環境基準超過が確認されている。この汚染原因は、北中島橋付近の右岸に埋まっている汚染物質が地下水を經由し、荒子川底床部から河川にしみ出ているものと推定され、環境基準の達成を目指し、速やかに有効な対策について検討する必要がある。 本件は、環境基準の達成を目指し、1,2-ジクロロエタンを嫌氣的に分解する微生物であるトリクロロバクターAY株を用い、バイオオーグメンテーションによる浄化効果について、現地で実証試験を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	北中島橋付近の荒子川底質には、1,2-ジクロロエタンを嫌氣的に分解する微生物であるトリクロロバクターAY株が存在し、現地の土壌を用いた室内浄化試験の結果、トリクロロバクターAY株に一定の浄化効果があることが確認されている。 トリクロロバクターAY株と同じ単一の嫌気性微生物を用いたバイオオーグメンテーションによる浄化技術については、国立大学法人名古屋工業大学と株式会社竹中工務店が共同で開発している。 本件は、国立大学法人名古屋工業大学の協力のもと、当浄化技術を使用し、トリクロロバクターAY株を用いたバイオオーグメンテーションによる浄化試験を現地において行うものであり、履行可能な者が株式会社竹中工務店に限定されるため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社竹中工務店 名古屋支店
契約金額(円)	14,850,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、環境局総務課です。
電話番号 052-972-2667

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	監査課
契約締結日	令和6年8月6日
件名	福祉総合情報システム(災害援護資金貸付管理)にかかる改修委託契約
概要	福祉総合情報システム(災害援護資金貸付管理)について、電子申請データを福祉総合情報システムへ取り込むための改修業務委託をするもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本システムは、本市の発注仕様内容を実現するために、当業者が所有するパッケージソフトウェアをベースに開発したものであり、本システムのうち既存パッケージ部分のプログラムソースの著作権は当業者が保有するため、本システムの改修は当業者以外に成しえない。 したがって本件は競争入札には適さないため、当業者との随意契約を行うものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス中部支社
契約金額(円)	2,598,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局監査課です。
電話番号 052-972-2510

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和6年8月5日
件名	令和6年度敬老金支給事務委託(高齢福祉)
概要	敬老金支給における口座振込事務について、コールセンター業務(事務処理含む)について一括で委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 契約の相手方は本システム全般を開発していることからシステムの著作権を有するとともにシステムを熟知しており、敬老パス交付事業を始め16事業に及ぶ膨大かつ複雑な本システムを問題なく円滑に運用しており、当システムに精通している唯一の業者である。 システムは、日常業務を中断しないために継続的に運用することが必要とされているところであり、当該業者に委託することにより、制度変更や緊急の対応に伴うシステム修正にも迅速かつ円滑に対応することが可能となることから、合理的である。 また、約15,300人への敬老金支給を迅速(原則振込依頼書が到着してから3週間以内)かつ確実にを行うには、システムを利用した案内文の発送や対象者より返送のあった口座振込依頼書の業務処理とコールセンター業務(依頼書の開封、内容点検、入力、対象者への不備修正架電、市民からの問合せ対応等)の連携が不可欠であることから、当該業務を随意契約により一括で委託するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス中部支社
契約金額(円)	19,453,115

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
 電話番号 052-972-2544

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域ケア推進課
契約締結日	令和6年8月8日
件名	リハビリテーション専門職による短期集中予防型訪問サービスの実施委託契約
概要	要支援者・事業対象者の自宅に専門職が訪問し、動作指導や生活環境の改善提案を実施する短期集中予防サービスにおいて、利用者の担当ケアマネジャーによる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「リハ職」とする。）の派遣依頼により、従事するリハ職を選定し派遣調整を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 短期集中訪問型サービスで実施する運動や生活動作等の指導を提供する専門職として、リハ職および柔道整復師を想定している。このうち、リハ職について、当該法人は平成30年度より本市と「リハビリテーション専門職の派遣事業実施委託契約」を締結し、高齢者サロン等の住民主体の集いの場へリハ職を派遣し、地域において効果的な介護予防の推進を図っている。市内のリハ職の人材育成、地域への派遣調整等のマネジメント業務を行っている団体は他になく、当該法人は本業務を履行できる唯一の団体であることから、当該法人と随意契約を締結する。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人 愛知県理学療法士会
契約金額(円)	1,086,675

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域ケア推進課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域ケア推進課
契約締結日	令和6年8月8日
件名	柔道整復師による短期集中予防型訪問サービスの実施委託契約
概要	要支援者・事業対象者の自宅に専門職が訪問し、運動指導等を実施する短期集中予防サービスにおいて、利用者の担当ケアマネジャーによる柔道整復師の派遣依頼により、従事する柔道整復師を選定し派遣調整を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 短期集中訪問型サービスで実施する運動や生活動作等の指導を提供する専門職として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師を想定している。このうち、柔道整復師について、当該法人は平成29年に本市と「名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る協定書」を締結し、本市のミニデイ型・運動型通所サービスを実施する会員の管理や会員の指導等を行っている。市内の柔道整復師の人材を把握しており、連絡調整を行える団体は他になく、当該法人は本業務を履行できる唯一の団体であることから、当該法人と随意契約を締結する。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	公益社団法人 愛知県柔道整復師会
契約金額(円)	2,933,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域ケア推進課です。
電話番号 052-972-2540

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	地域ケア推進課
契約締結日	令和6年8月13日
件名	ひきこもり支援に関する地下鉄内広告の作成及び地下鉄内掲出業務委託
概要	地下鉄へ掲出する車両広告について、ステッカーデザイン、印刷、広告枠の確保、掲出、撤去及び付帯手続きを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 入札後資格確認型一般競争入札において再再度入札まで実施したが落札者が決定しなかったため、不落随契の意向があった事業者と随意契約したもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	株式会社東海アドエージェンシー
契約金額(円)	3,135,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局地域ケア推進課です。
電話番号 052-972-4635

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	保険年金課
契約締結日	令和6年8月23日
件名	レセプトCSVのレイアウト変更システム改修
概要	本市保険年金システムにおいては、過去の経緯よりレセプト上の診療年月について元号を持たない昭和暦で構成している箇所が多数存在するが、昭和歴は2桁で定義しており、西暦2025年(令和7年)に昭和歴が100となり桁あふれで0と設定されることから、西暦への変換や診療年月順でソートする処理において不具合を起こすこととなる。このため、令和6年中(令和7年のレセプトをシステムに取り込む前)にプログラムの改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本市国民健康保険業務において使用している国民健康保険システムでは、本市向けにカスタマイズを加えたオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアを使用している。 本件のシステム開発は、既存のプログラムを修正するものであり、下記の点により、著作権を有する業者のみ実施することができるため、本契約の相手方とした。 (1) 当システムで利用しているオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関するすべての情報を保有するとともに、著作権を有している。 (2) システムの保守に必要となるオンライン制御ソフトウェア及びシステム運用管理ソフトウェアの詳細情報は、開発元以外には公開されていない。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社東海支社
契約金額(円)	3,846,150

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局保険年金課です。
電話番号 052-972-2568

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	健康増進課
契約締結日	令和6年8月9日
件名	名古屋市子ども・若者の自殺危機対応チーム運営業務委託
概要	多職種の専門家で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を構成し、学校等地域の支援機関だけでは対応が困難な場合に、助言等を行うため、下記の業務を実施するもの。 ・庁内検討会議への参加 ・支援要請受理、状況把握 ・ケース検討会議の開催 ・支援の実施 ・支援の経過、結果のフィードバック ・研修の実施
契約の相手方を選定した理由	1 理由 企画競争（公募型プロポーザル方式）により、応募のあった2事業者の提案内容について応募者によるプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、名古屋市子ども・若者の自殺危機対応チーム運営業務委託事業者評価委員の意見聴取を実施した結果、点数の合計が最も高かった事業者を契約候補者として選定した。 ※応募者の順位と点数 1位 株式会社スノーム（338点） 2位 株式会社愛知心理教育ラボ（289点） 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社スノーム
契約金額(円)	総額61,399,140（R6年度26,007,520）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局健康増進課です。
電話番号 052-972-2283

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局				
課	交通企画・モビリティ都市推進課				
契約締結日	令和6年8月5日				
件名	中京都市圏総合都市交通体系調査パーソントリップ調査業務委託				
概要	本件は、第6回中京都市圏総合都市交通体系調査パーソントリップ調査の最終年として、将来交通需要推計や課題分析、公表成果の整備等を行うものであり、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市が共同で実施するものです。				
契約の相手方を選定した理由	中京都市圏パーソントリップ調査は、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市が共同して中京都市圏における人の動きを調査・分析するものであり、各県市間で調査分析手法に差が生じると全体像を把握できないため、調査分析手法を統一する必要がある、また、本業務は専門的な技術を必要とするとともに、別途国土交通省中部地方整備局により実施される将来推計方針の検討等と連携しながら進める必要があります。 よって、関係県市等の共同調査において技術的に最適な者を選定するため、単純な価格競争ではなく、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争方式を採用することとし、関係県市等で組織する「中京都市圏総合都市交通体系調査プロポーザル方式に関する委員会」にて業者選定を行うこととしました。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 <table><tr><td colspan="2">提案者の順位と点数</td></tr><tr><td>1位</td><td>株式会社日本能率協会総合研究所 82.9点</td></tr></table> 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	提案者の順位と点数		1位	株式会社日本能率協会総合研究所 82.9点
提案者の順位と点数					
1位	株式会社日本能率協会総合研究所 82.9点				
契約の相手方	株式会社日本能率協会総合研究所				
契約金額(円)	11,734,800				

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課です。
電話番号 052-972-2724

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和6年8月5日
件名	令和6年度自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システムの検討業務委託
概要	ガイドウェイバス志段味線に自動運転バスを導入するための技術的な検討を実施するものである。技術的な検討は机上検討と実験走行で構成する。
契約の相手方を選定した理由	実験走行で使用する車両は、その質量や寸法により、車両の運動力学的特性や、走行路に対する幾何条件が決まるため、本市が将来導入を目指す大型路線バス型の自動運転バスを使用して実験走行を実施する必要がある。 また、自動運転バスを導入するための技術的な検討は、令和8年度以降の供用を目指して、令和4年度から令和6年度までの3年間を想定して実施しており、令和5年度には下記の業者が保有する大型路線バス型の自動運転バスを借用して実験走行を実施した。3年目にあたる本業務は基本仕様を作成して具体的な実装を検討するものであるが、その過程において、令和5年度の実験で明らかになった課題事項やノウハウを踏まえて改修を行う必要があることから、令和5年度の実験走行で使用した大型路線バス型の自動運転バスを引き続き使用する必要がある。 下記の業者は、貸出可能な大型自動運転バスを保有し、本件業務で実施する実験走行のために当該自動運転バスに対して必要な改修を実施して運用する能力を有する唯一の者である。よって、下記の業者を選定するものである。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アイサンテクノロジー・三菱商事・オリエンタルコンサルタンツ 団体グループ
契約金額(円)	99,992,750円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2730

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和6年8月27日
件名	令和6年度自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システムの検討に係る信頼性・安全性に関するアドバイザリー業務委託
概要	本業務は、別途実施する「令和6年度自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システムの検討業務委託」及び「令和6年度インフラ支援による自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システムの検討業務委託」(以下「令和6年度検討業務委託」という。)で作成する基本仕様や技術提案について、信頼性・安全性に配慮して業務を進めるため、本業務の発注者及び令和6年度検討業務委託の受注者が技術的な助言を受けるためにアドバイザリー業務を委託するものである。
契約の相手方を選定した理由	選定の相手方は、日本国内において、自動運転車の開発に関わる企業に対して中立的な立場で自動運転車の試験・評価を行う唯一の機関であり、経済産業省と国土交通省の共管により実施している自動運転レベル4等先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクトにおいて、安全設計及び評価に係るガイドラインの策定に向けた取り組みを行うワーキンググループの事務局として中心的な役割を果たしていることから、令和6年度検討業務委託で実施する検討において信頼性・安全性に係るアドバイザリー業務を中立的な立場で請け負うことができる唯一の機関である。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	一般社団法人 日本自動車研究所
契約金額(円)	5,000,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2730

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和6年8月15日
件名	中川運河における水上交通の魅力向上・広報業務委託
概要	本業務は、中川運河における水上交通（愛称：クルーズ名古屋）の乗船客数の向上を実現するため、認知度を向上させることによる乗船のきっかけづくりや、乗客の満足度を高める企画により、旅行客、インバウンド客及びリピーターなどを獲得し、それを維持すべく企画と連動した戦略的な広報を展開し効果的な需要の創出とその維持を図るものである。
契約の相手方を選定した理由	中川運河における水上交通は、平成29年から現在まで社会実験中であり、これまで単発の企画や広報を実施はしているものの赤字での運営が続いており、その財務状況を改善させるような企画や広報はできていない。 そのため、本業務の業者の選定においては、その委託内容の性質から、新規性及び創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的を達成できない。これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結するため、見積書徴取の相手方として下記業者を選定するものである。 提案者の順位と点数 1位 株式会社ザ・ソーシャル 228点 2位 株式会社ジェイアール東海エージェンシー 182点 3位 株式会社電通名鉄コミュニケーションズ 143点 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社ザ・ソーシャル
契約金額(円)	11,979,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号 052-972-3975

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	名港開発振興課
契約締結日	令和6年8月30日
件名	金城ふ頭駅前イベント広場に係る仮設便所の賃貸借
概要	本件は、金城ふ頭駅前イベント広場に必要な仮設便所の賃貸借をするもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、入札後資格確認型一般競争入札に付したが、入札者がなく不調となったことから、同入札に付した競争入札参加資格を有する株式会社アズオンを選定するもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	株式会社アズオン
契約金額(円)	4,983,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局名港開発振興課です。
電話番号 052-972-2777

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	交通事業推進課
契約締結日	令和6年8月29日
件名	令和6年度インフラ支援による自動運転バスを活用したガイドウェイバス次期システムの検討業務委託
概要	本件は、次の項目を実施するものとする。 机上検討 ・ガイドウェイバス次期システムの基本仕様の作成 ・インフラ支援による自動運転バスの実装に関する技術提案書の作成 実験 ・ガイドウェイバス専用軌道におけるインフラ支援による自己位置推定方式の適用性の検証
契約の相手方を選定した理由	本事業の目的であるガイドウェイバス次期システムの基本仕様の作成及び技術提案を実施するには、自動車の自動運転技術に関する高度な知識及び専門的な技術が必要であり、また、過去に実施事例のない事業であるため、本市においてあらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を選定する公募型企画競争を実施した。 当該企画競争の結果は次のとおりであり、1位の者とは、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）に基づく随意契約を締結した。 各提案者の順位と点数 1位 先進モビリティ株式会社 241点 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	先進モビリティ株式会社
契約金額(円)	26,840,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局交通事業推進課です。
電話番号 052-972-2730

随意契約の内容の公表

局区	住宅都市局
課	都心まちづくり課
契約締結日	令和6年8月1日
件名	久屋大通公園自転車駐車場整理等業務委託(その2)
概要	当該業務は、久屋大通公園(北エリア・テレビ塔エリア)(以下「本公園」という。)の自転車等駐車場(以下「本駐車場」という。)において、通勤利用者をはじめとした本公園利用者以外の者の本駐車場不適正利用を排除するため、平日0時から9時までの間、本駐車場の閉鎖等を行い、本駐車場の適正利用を促進するもの。
契約の相手方を選定した理由	本駐車場は指定管理者である三井不動産株式会社の管理区域内に位置するため、本駐車場の円滑な運営及び安全管理の視点から、指定管理者の責任のもと一体で管理することが必要であるため。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三井不動産株式会社
契約金額(円)	1,056,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、住宅都市局都心まちづくり課です。
電話番号 052-972-2768

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川計画課
契約締結日	令和6年08月08日
件名	事業評価に伴う氾濫解析業務委託(堀川圏域)
概要	本委託は、河川改修事業の事業評価のため氾濫解析を行うものです。
契約の相手方を選定した理由	一級河川堀川では、国土交通省水管理・国土保全局の補助事業採択を受けて、河川改修を実施している。補助事業採択にあたって、これまで河川整備計画の全体事業に対する費用対効果を提示していたが、今後、新規補助事業採択にあたっては、当該事業区間に対する費用対効果を算出する必要があるとの意向が示された。 堀川では、新規事業区間の河川改修を令和8年度に着手する予定としており、令和7年4月より新規事業採択のための協議・申請を行う必要がある。費用対効果の算定にあたっては、河川整備計画策定時の氾濫解析モデルと整合をとる必要があるが、河川計画策定時の氾濫解析は独自プログラムによるものであることから、データの提供による氾濫解析モデルの作成は困難である。 下記業者は、堀川の河川整備計画策定時の氾濫解析や治水計画の策定業務を受注しており、堀川の氾濫解析モデルを有しているほか、河川特性や地域特性を熟知している。そのため氾濫解析モデルの作成に要する時間を短縮することができ、かつ氾濫解析モデルの再現に係る費用を削減できることから競争入札に付することが不利と認められるため下記業者と地方自治法施行令第167条の2項第6号の規定により随意契約を締結するものである。
契約の相手方	三井共同建設コンサルタント株式会社中部支社
契約金額(円)	¥9,020,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号 052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地管理課
契約締結日	令和6年08月29日
件名	スポーツ・レクリエーション情報システム改修委託(稲永公園野球場抽選申込個人／団体専用化設計)
概要	本委託は、稲永公園野球場の抽選申込における運用を変更するため、スポーツ・レクリエーション情報システムの改修を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	スポーツ・レクリエーション情報システムは、スポーツ施設を市民に利用しやすくするために、スポーツ市民局と連携して導入したものである。 本委託業務にあたっては、当該システム全体を把握し、プログラムの整合性を常に適正に保ちながら行う必要があることに加え、当該システムを一時停止することなく運用しながら改修を行う必要があるため、その作業は当該システムの開発及び運用を行っている下記業者以外には履行できない。 このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	NTTビジネスソリューションズ株式会社
契約金額(円)	¥9,347,250

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号 052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地事業課
契約締結日	令和6年08月01日
件名	地域の身近な公園の再生プラン検討業務委託
概要	本委託は、地域の身近な公園の再生プランについて検討するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、地域の身近な公園について、立地や規模などの特性を踏まえて、楽しく居心地のよい魅力的な場所としていくための具体的な方策等を検討し、全市的な公園再生の進め方を示す身近な公園の再生プラン検討を行うものである。まちづくりの視点から公園をとらえるエリア分析など、高度な知識及び専門的な技術が必要であり、あらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案者を選定する公募型プロポーザルを実施した。この公募により選定された下記の業者と、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。 ○契約候補者の名称と点数(順位点の合計の少ない順) 1位 株式会社創建 順位点 5点 (評価点の合計 329点) 2位 中央コンサルタンツ株式会社 順位点 7点 (評価点の合計 303点)
契約の相手方	株式会社創建
契約金額(円)	¥10,472,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号 052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	緑地事業課
契約締結日	令和6年08月22日
件名	グリーンインフラの実装に向けた検討業務委託
概要	本委託は、グリーンインフラの実装に向けて検討するものです。
契約の相手方を選定した理由	本業務は、本市におけるグリーンインフラの既存の取り組みに関する整理をした上で、緑政土木局の各事業におけるグリーンインフラ導入に向けた指針を作成し、さらには公園・緑地分野での実装を検討するものである。グリーンインフラの評価手法の選択や本市における導入の方向性など、最新の研究成果や先進技術動向に関する高度な知識及び専門的な技術が必要であり、あらかじめ最適な発注仕様を定めることが困難である。 これらのことから、契約の相手方の選定にあたっては、事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案者を選定する公募型プロポーザルを実施した。この公募により選定された下記の業者と、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。 ○第一次審査の応募者数 4者 ○第二次審査の各提案者の順位と点数(順位点の合計の少ない順) 1位 株式会社創建 順位点 5点 (評価点の合計 323点) 2位 日本工営株式会社名古屋支店 順位点 7点 (評価点の合計 290点) 3位 中央復建コンサルタンツ株式会社中部支社 順位点11点 (評価点の合計 237点)
契約の相手方	株式会社創建
契約金額(円)	¥10,934,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号 052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山総合公園管理課
契約締結日	令和6年08月01日
件名	コアラ来園40周年PR広告(地下鉄)
概要	コアラ来園40周年を記念した事業やコアラのPRを地下鉄駅にて広告宣伝することで、東山動植物園の来園者誘致をはかるもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務で掲出する広告媒体について販売権を有しているのは下記業者に限られるため、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社名古屋交通開発機構
契約金額(円)	¥1,499,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、東山総合公園管理課です。

電話番号 052-782-2111

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山総合公園管理課
契約締結日	令和6年08月01日
件名	コアラ来園40周年告知 JR東海名古屋駅広告
概要	コアラ来園40周年を記念した事業やコアラのPRをJR名古屋駅にて広告宣伝することで、東山動植物園の来園者誘致をはかるもの。
契約の相手方を選定した理由	本業務で掲出する広告媒体について販売権を有しているのは下記業者に限られるため、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社JR東海エージェンシー
契約金額(円)	¥3,080,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、東山総合公園管理課です。

電話番号 052-782-2111

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和6年3月1日
件名	中学校スクールランチ調理等業務委託(西区)
概要	西区分(7校)について、調理等業務委託を行うもの。 実施にあたっては、調理業務をはじめとする以下の業務を衛生、安全の確保に十分配慮して実施するものである。 1調理 2盛付・配膳 3食器具の洗浄、消毒、保管 4配送 5施設、設備の清掃及び日常点検、衛生管理 6残菜及び厨芥等の処理 7ランチカード・1か月予約食券の販売、食券予約機の管理 8前各号に付帯するその他必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本件入札は入札後資格確認型一般競争入札の方式で実施しましたが、予定価格超過により不調となりました。 本件は、4月の学校給食開始に向けて、調理等従事者の確保や配膳室等の管理、清掃などの準備にすみやかにとりかかる必要がありますが、再入札を行い、事業者の決定と業務準備の開始が遅れることは、4月から安心・安全な学校給食を実施することに支障をきたします。 以上のことから、改めて見積徴取を行った中で最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項8号により随意契約を締結したものです。
契約の相手方	株式会社松浦商店
契約金額(円)	162,250,000円(年額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
 電話番号 052-972-3248

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会委員会事務局
課	鶴舞中央図書館
契約締結日	令和6年4月1日(継続随意契約:自動更新による契約)
件名	鶴舞中央図書館始め5館及び東スポーツセンター等複合施設始め7施設で使用する電気の契約
概要	令和6年度の電気調達について令和6年2月9日開札予定の入札案件で不備が発覚し中止したため、令和6年3月26日に再入札を行いました。落札者が決定されましたが、契約において、開札後令和6年4月1日からの供給が困難なため、令和6年5月1日からの供給開始となりました。 令和6年4月1日から落札者の供給開始までを、現在の契約先である中部電力ミライズ株式会社と随意契約とするものです。 【対象施設】 鶴舞中央図書館、千種図書館、港図書館、楠図書館、南陽図書館(5館) 東スポーツセンター等複合施設、北図書館・北文化小劇場複合施設、西図書館・西文化小劇場複合施設、中村公園文化プラザ、瑞穂図書館・瑞穂文化小劇場複合施設、中川図書館・中川文化小劇場複合施設、南図書館・南文化小劇場複合施設(7施設)
契約の相手方を選定した理由	電力契約において、落札者の供給開始までの短期間を条件に契約する企業は通常考えられないこと。また、再入札の公告が令和6年2月15日であり、1か月ほどの期間で随意契約先を探し、契約に至ることは困難であること。 以上の理由より地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、現契約先である中部電力ミライズ株式会社との随意契約(自動更新)することとしました。
契約の相手方	中部電力ミライズ株式会社
契約金額(円)	高圧業務用電力 FR Aプラン 基本料金1月(1kwにつき1,716.26円) 電力量料金 夏季(1kwにつき20.74円) その他季(1kwにつき19.65円)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、鶴舞中央図書館庶務担当です。
電話番号 052-741-3133

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育環境整備課
契約締結日	令和6年6月29日
件名	稲永小仮設校舎賃貸借
概要	稲永小における統合に伴う改修工事の実施に伴い、工事期間中使用できなくなる教室等の仮設校舎の借入れを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 緊急の必要性 稲永小仮設校舎賃貸借において、応札はあったものの、予定価格超過となり、不落随契交渉を行ったものの不調となった。 統合に伴う改修工事は、2工期に分けて内外装の全面的な改修を行うもので、1期工事を令和7年1月から、2期工事を令和8年5月から開始し、令和9年3月にはすべての工事を完了する予定となっている。予定のとおり実施されない場合、子どもの安心・安全な教育環境及び十分な避難所機能の確保といった面で市民生活に影響が出ること、統合校の開校に影響が出ることから、早急に行う必要がある。 本体工事までには仮設校舎を設置しておく必要があるが、仮設校舎の賃貸借について再度競争入札を行った場合、令和6年12月中に工事が終わられなくなる。以上のことから、本件入札に応札のあった事業者に見積依頼を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊急随意契約を締結するものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	株式会社システムハウスアールアンドシー中部支店
契約金額(円)	229,900,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育環境整備課です
電話番号 052-972-3282

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	教育環境整備課
契約締結日	令和6年6月29日
件名	丸の内小仮設校舎賃貸借
概要	丸の内小における統合に伴う改修工事の実施に伴い、工事期間中 使用できなくなる教室等の仮設校舎の借入れを行うもの。
契約の相手 方を選定し た理由	1 緊急の必要性 丸の内小仮設校舎賃貸借において、応札はあったものの、予定価格 超過となり、不落随契交渉を行ったものの不調となった。 丸の内小の統合に伴う改修工事は、2工期に分けて内外装の全面的 な改修を行うもので、1期工事を令和7年1月から、2期工事を令和8年1 月から開始し、令和8年12月にはすべての工事を完了する予定となっ ている。予定とおり実施されない場合、子どもの安心・安全な教育環境 及び十分な避難所機能の確保といった面で市民生活に影響が出るこ とから、早急に行う必要がある。 本体工事までには仮設校舎を設置しておく必要があるが、仮設校舎 の賃貸借について再度競争入札を行った場合、令和6年12月中に工事 が終えられなくなる。以上のことから、本件入札に応札のあった事業者 に見積依頼を行い、最も低廉な金額で見積書を提出した事業者と、緊 急随意契約を締結するものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	オリエントハウス株式会社
契約金額(円)	225,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育環境整備課です
電話番号 052-972-3282

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校DX推進課
契約締結日	令和6年7月9日
件名	ネットワーク接続サービス及び名古屋市情報教育ネットワーク用機器(サーバ群)のハウジング業務
概要	当該賃貸借契約は、次期整備予定に合わせ、再賃貸借契約を行うもののうち令和6年9月1日から令和7年3月末までリース期間の延長を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当時の賃貸借契約が、令和6年8月末をもって期間満了となるが、次期更新の教育情報ネットワークシステムが令和7年8月より整備予定である。それまでの間について、すでに設置済みの機器を継続して利用する必要があることから、契約の相手方は現行の事業者に限定されるため。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	中部テレコミュニケーション株式会社
契約金額(円)	令和6年9月分から令和7年3月分まで 11,918,830円(総額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校DX推進課です。
電話番号 052-972-4676

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校DX推進課
契約締結日	令和6年7月9日
件名	名古屋市情報教育ネットワーク用インターネット接続回線(ベストエフォート回線・プロバイダ)契約
概要	当該賃貸借契約は、次期整備予定に合わせ、再賃貸借契約を行うもののうち令和6年9月1日から令和7年3月末までリース期間の延長を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当時の賃貸借契約が、令和6年8月末をもって期間満了となるが、次期更新の教育情報ネットワークシステムが令和7年8月より整備予定である。それまでの間について、すでに設置済みの機器を継続して利用する必要があることから、契約の相手方は現行の事業者に限定されるため。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	中部テレコミュニケーション株式会社
契約金額(円)	令和6年9月分から令和7年3月分まで 143,000円(月額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校DX推進課です。
電話番号 052-972-4676

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和6年7月29日
件名	名古屋市立弥富小学校給食調理等業務委託
概要	弥富小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1. 作業工程表及び作業動線図の作成、2. 食材の検収、3. 調理、4. 配缶及び運搬、5. 食物アレルギー等対応、6. 食器等の洗浄・消毒・保管、7. 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8. 調理器具・調理用品等の状態管理、9. 残さの処理・廃油等処理、10. その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 ハーベストネクスト株式会社 586点 2位 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 529点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ハーベストネクスト株式会社
契約金額（円）	31,603,000円（年額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和6年7月29日
件名	名古屋市立福田小学校給食調理等業務委託
概要	福田小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1. 作業工程表及び作業動線図の作成、2. 食材の検収、3. 調理、4. 配缶及び運搬、5. 食物アレルギー等対応、6. 食器等の洗浄・消毒・保管、7. 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8. 調理器具・調理用品等の状態管理、9. 残さの処理・廃油等処理、10. その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 株式会社東洋食品 552点 2位 フジ産業株式会社 548点 3位 日本国民食株式会社 539点 － 株式会社トモ 425点 ※順位が「－」の提案者については、最低基準点を満たしていない。 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社東洋食品
契約金額（円）	23,100,000円（年額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和6年7月29日
件名	名古屋市立廿軒家小学校給食調理等業務委託
概要	廿軒家小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1. 作業工程表及び作業動線図の作成、2. 食材の検収、3. 調理、4. 配缶及び運搬、5. 食物アレルギー等対応、6. 食器等の洗浄・消毒・保管、7. 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8. 調理器具・調理用品等の状態管理、9. 残さの処理・廃油等処理、10. その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 株式会社東洋食品 561点 2位 フジ産業株式会社 554点 3位 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 535点 4位 名阪食品株式会社 452点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社東洋食品
契約金額（円）	23,364,000円（年額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和6年7月29日
件名	名古屋市立名東小学校給食調理等業務委託
概要	名東小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1. 作業工程表及び作業動線図の作成、2. 食材の検収、3. 調理、4. 配缶及び運搬、5. 食物アレルギー等対応、6. 食器等の洗浄・消毒・保管、7. 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8. 調理器具・調理用品等の状態管理、9. 残さの処理・廃油等処理、10. その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 561点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
契約金額（円）	36,828,000円（年額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校DX推進課
契約締結日	令和6年8月6日
件名	名古屋市情報教育ネットワーク用コンピューターシステム1組の賃貸借
概要	当該賃貸借契約は、次期整備予定に合わせ、再賃貸借契約を行うもののうち令和6年9月1日から令和7年3月末までリース期間の延長を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当時の賃貸借契約が、令和6年8月末をもって期間満了となるが、次期更新の教育情報ネットワークシステムが令和7年8月より整備予定である。それまでの間について、すでに設置済みの機器を継続して利用する必要があることから、契約の相手方は現行の事業者に限定されるため。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NTT・TCリース株式会社 東海支店
契約金額(円)	令和6年9月分から令和7年3月分まで 8,222,610円(月額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校DX推進課です。
電話番号 052-972-4676

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	部活動振興課
契約締結日	令和6年8月6日
件名	名古屋市立小学校における新たな運動・文化活動運営事業実施業務委託(西区、南区、天白区、港区、守山区、名東区)
概要	小学生が様々な運動・文化活動を経験する新たな運動・文化活動の運営を民間事業者へ業務委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 経緯 令和2年度から民間委託により熱田区をはじめ8区で開始した「小学校における新たな運動・文化活動」については、前事業者(リーフラス)の契約期間満了により、令和6年4月から新たな事業者(技研・地域共育推進支援共同体:以下「技研」という。)が事業を実施している。 事業の履行状況について、受託事業者が雇用している指導者や、活動に参加する保護者からの苦情が相次ぐなどの問題が数多く発見され、改善指導を行ってきた。6月に至ってもなお、改善されない点が多くある一方、円滑に業務が実施されている学校もある状況を鑑み、一定の規模であれば人材等の資源を集中的に投入させることによって、適切な業務の実施が図れるものと見込まれることから、委託する事業規模を縮小し、確実な活動運営を図ることとした。 今回の契約変更の原因が、8区という事業規模を履行するマネジメント力の不足と考えられることから、事業者の能力を勘案して、8区のうち最も学校数の少ない2区については、業務の履行を継続し、それ以外の6区については、新たに別の事業者へ委託することとする。 2 随意契約とする理由 市民からの早急な改善を求める声は大きく、児童らの安全の確保や安心して活動できる環境の提供のため、すみやかでかつシームレスな対応が必要である。 新たに契約する6区については、あらためて事業者を公募により選定する必要があるが、残存期間(2年半及び3年半)の全てを契約期間として公募した場合、事業者選定及び新事業者の準備期間として少なくとも8か月程度必要である。この期間(6年度末までを想定)については、活動を中止するという状況を避けるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による緊急随契により事業者へ活動を委託し、新年度4月からの活動についての事業者をすみやかに公募するものとする。 3. 事業者選定理由 上記のとおり、指導者等の確保や事業実施体制の構築の準備期間を考慮すると、現在、同事業の千種区はじめ8区を担当しているリーフラス以外は早期の事業着手が困難なため、リーフラスを契約事業者として選定する。 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	リーフラス株式会社
契約金額(円)	309,330,329

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局部活動振興課です。
電話番号 052-972-4090

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和6年8月16日
件名	西前田小エレベーター工事(その3)
概要	名古屋市立西前田小学校エレベーター工事 (名古屋市中川区前田西町三丁目1001番地) 対象棟 校舎棟 内容:校舎棟へのエレベーター設置工事 工期:契約締結日から令和7年3月31日
契約の相手方を選定した理由	1 緊急の必要性 西前田小エレベーター工事(その2)において、令和6年7月19日に開札を実施したが、応札者が無く入札不調となった。 西前田小学校においては、エレベーターを必要とする児童が在席しており、当該児童生徒の教育環境を改善するためには、速やかなエレベーターの設置工事が必要になる。 また、西前田小エレベーター工事に付随するエレベーター棟増築その他工事についてはすでに着工しているが、エレベーター工事の受注業者が決定しないと、付随する工事も計画通りすすめることができず、年度内完了が困難になる。合わせて、エレベーターの製作には一定の期間が必要であり、エレベーターの設置を今年度完了させるためには、早急に対応する必要がある。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	名古屋市中区栄三丁目17番12号 株式会社日立ビルシステム 中部支社
契約金額(円)	21,824,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和6年8月16日
件名	大坪小エレベーター工事(その2)
概要	名古屋市立大坪小学校エレベーター工事 (名古屋市天白区大坪二丁目1601番地) 対象棟 校舎棟 内容:校舎棟へのエレベーター設置工事 工期:契約締結日から令和7年3月31日
契約の相手方を選定した理由	1 緊急の必要性 大坪小エレベーター工事において、令和6年7月10日に開札を実施したが、応札者が無く入札不調となった。 大坪小学校においては、エレベーターを必要とする児童が在席しており、当該児童生徒の教育環境を改善するためには、速やかなエレベーターの設置工事が必要になる。 また、大坪小エレベーター工事に付随するエレベーター棟増築その他工事についてはすでに着工しているが、エレベーター工事の受注業者が決定しないと、付随する工事も計画通りすすめることができず、年度内完了が困難になる。合わせて、エレベーターの製作には一定の期間が必要であり、エレベーターの設置を今年度完了させるためには、早急に対応する必要がある。 2. 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
契約の相手方	名古屋市中区栄三丁目17番12号 株式会社日立ビルシステム 中部支社
契約金額(円)	24,860,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3223

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校DX推進課
契約締結日	令和6年8月21日
件名	名古屋市情報教育ネットワーク用インターネット接続回線（一部帯域保証型・プロバイダ）契約
概要	当該賃貸借契約は、次期整備予定に合わせ、再賃貸借契約を行うもののうち令和6年9月1日から令和7年3月末までリース期間の延長を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当時の賃貸借契約が、令和6年8月末をもって期間満了となるが、次期更新の教育情報ネットワークシステムが令和7年8月より整備予定である。それまでの間について、すでに設置済みの機器を継続して利用する必要があることから、契約の相手方は現行の事業者に限定されるため。 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NTTビジネスソリューションズ株式会社
契約金額(円)	令和6年9月分から令和7年3月分まで 165,000円(月額)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校DX推進課です。
電話番号 052-972-4676

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	救急部救急救命研修所
契約締結日	令和6年8月1日
件名	救急救命士気管挿管資格取得病院実習委託
概要	本委託業務は、救急救命士が気管挿管を実施するにあたり、必要とされる認定を受けるための実習について医療機関に委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 本業務を委託するにあたり、総務省消防庁の示す受け入れ施設基準などを満たすことが要件となっている。 2 当該実習の受講資格を有する救急救命士全員が一つの医療機関において実習を実施することは困難であるため、上記1の要件を満たす複数の医療機関と契約をするもの。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	国立大学法人東海国立大学機構
契約金額(円)	1,143,200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局救急部救急救命研修所です。
電話番号 052-842-7588

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和6年8月2日
件名	指令管制システム機器に係る保守用部品の購入
概要	本件は、日本電気株式会社が構築した指令管制システム機器の保守部品を購入するものです。
契約の相手方を選定した理由	本調達物品は、当局が令和4年度に発注した「指令管制システム更新委託業務」において、当局独自の仕様に基づき日本電気株式会社が作成した装置の保守部品であり、他社では本調達物品を取り扱っていません。 また、動作保証の観点、迅速な障害復旧の観点から機種選定する必要があるため本業務を履行できるのは日本電気株式会社のみです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額(円)	28,132,500円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号 052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和6年8月8日
件名	新指令センター運用に伴う消防救急デジタル無線関連機器移設業務委託
概要	本委託は、消防救急デジタル無線関連機器を消防指令システム移行に伴い新指令センターへ移設するものである。
契約の相手方を選定した理由	当局における消防救急デジタル無線システムの機器設置及び各機器間の配線の敷設は、株式会社日立国際電気が行い同社と保守契約を締結している。 株式会社日立国際電気以外が本業務を履行した場合、その後に発生した障害の責任の所在が不明確になるばかりでなく、使用者または第三者による装置の改造とみなされ、上記契約に基づく障害保守を受ける権利を失する。また、本装置の使用は、設計、製作者である株式会社日立国際電気のみ知り得ていることであり、安定稼働の担保及び損傷等不具合が生じた場合における速やかな障害対応は、株式会社日立国際電気のみが可能である。 上記保守契約の観点から本業務は、株式会社日立国際電気と随意契約を締結するものである。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立国際電気 中日本支社
契約金額(円)	5,755,200円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号 052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和6年8月21日
件名	タブレット端末用通信回線の使用
概要	令和6年度運用開始予定の新指令管制システムのタブレット端末(指揮支援タブレット・救急タブレット・査察タブレット)の通信に必要な回線の契約をするもの。
契約の相手方を選定した理由	指令管制システム機器、それに付随するタブレット端末は、日本電気株式会社が設計・製造を行っているもので、同社と保守契約を締結している。タブレット端末の通信回線に関しては同社が株式会社NTTドコモの専用回線のみ、動作確認と保証を行っており、それ以外の回線では動作確認がされていないことその他、保守を受けることができない。上記の観点から、株式会社NTTドコモと随意契約を締結するものである。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTドコモ 東海支社
契約金額(円)	19,963,812円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号 052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和6年8月21日
件名	AVM用通信回線の使用
概要	令和6年度運用開始予定の新指令管制システムのAVM(車両動態位置管理システム車載端末装置)の通信に必要な回線の契約をするもの。
契約の相手方を選定した理由	指令管制システム機器、それに付随するAVMは、日本電気株式会社が設計・製造を行っているもので、同社と保守契約を締結している。AVM用の通信回線に関しては同社が株式会社NTTドコモの専用回線のみ、動作確認と保証を行っており、それ以外の回線では動作確認がされていないこと他、保守を受けることができない。上記の観点から、株式会社NTTドコモと随意契約を締結するものである。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTドコモ 東海支社
契約金額(円)	2,372,040円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号 052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	消防部指令課
契約締結日	令和6年8月28日
件名	消防情報システム機器等の再賃借
概要	本件は、令和6年12月31日に消防情報システム機器等の賃借契約が期間満了することに伴い、その一部機器を継続利用するため再度契約を締結するものです。
契約の相手方を選定した理由	再賃借をする機器は、令和6年12月31日までNECキャピタルソリューション株式会社中部支店から賃借を予定している機器であり、当該機器の所有権は同社が保有していることから契約の相手方はNECキャピタルソリューション株式会社中部支店のみに限られます。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店
契約金額(円)	(月額) 7,755,084円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局消防部指令課です。
電話番号 052-972-3524

随意契約の内容の公表

局区	消防局
課	総務部施設課
契約締結日	令和6年8月30日
件名	消防局保有車両用燃料(ガソリン及び軽油)の購入について(令和6年度9月分)
概要	消防局が保有する自家給油取扱所17箇所で使用する消防車両用燃料(ガソリン及び軽油)を調達するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市と愛知県石油業協同組合は、地震、風水害等の災害が発生した場合に、本市の要請によりガソリン、軽油及び重油等の燃料を優先的に供給する「災害時における燃料供給に関する協定」を締結しています。 また、国においては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年6月30日法律第97号)に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めており、基本方針では、災害時の燃料供給協定を締結している官公需適合組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合(以下「石油組合」という。)を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合で、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときは、当該石油組合と随意契約ができることとされています。 以上のことから、基本方針に基づき、平常時及び災害時の安定的な燃料確保に鑑み、愛知県石油業協同組合と随意契約を締結するものです。 【根拠条文】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額(円)	13,086,920円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、消防局総務部施設課です。
電話番号 052-972-3518

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和6年8月28日
件名	設計積算システムスタンドアロン環境構築業務委託
契約の概要	設計積算システム（NASACS）（以下「本システム」という。）は、上下水道局施設・整備の設計積算、委託積算及び積算情報を一元管理する電算処理システムです。 本件は、本システムをスタンドアロン機にて運用するため、スタンドアロン機におけるシステム動作環境の構築業務を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、当局の発注仕様を実現するため、株式会社日立システムズが開発したパッケージソフト（設計積算・数量計算用）をベースにカスタマイズ（改良・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムの改修業務ができるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社
契約金額（円）	3,832,785円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	情報システム課
契約締結日	令和6年8月28日
件名	設計積算システム改修業務委託（その5）
契約の概要	設計積算システム（以下「本システム」という。）は、上下水道局施設・整備の設計積算、委託積算及び積算情報を一元管理する電算処理システムです。 本件は、当局内のユーザーPCが令和7年度にWindows11に移行することに向けて、本システムのクライアント上で動作するプログラムを64bit対応するため、各プログラムの再作成作業を委託するものです。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、当局の発注仕様を実現するため、株式会社日立システムズが開発したパッケージソフト（設計積算・数量計算用）をベースにカスタマイズ（改良・機能追加等）を行ったものであり、基本ソフトウェア部分の著作権は当該事業者が所有しています。したがって、本システムの改修業務ができるのは当該事業者に限定されるため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社
契約金額（円）	5,932,080円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 情報システム課 です。

電話番号 052-889-6139

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	給排水設備課
契約締結日	令和6年8月20日
件名	貯水槽水道台帳システム再構築業務委託
契約の概要	貯水槽水道台帳システム（以下「本システム」という。）は、貯水槽水道点検指導業務に関して、計画の策定・点検結果の管理および各種統計帳票出力等の処理を行い、業務全般に関して効率化・正確化及び迅速化を図っています。本件は、本システムが利用しているデータベースサーバの更新に伴い、サーバOS等が更新されるため、更新後の環境においても本システムが正常に動作するよう本システムの再構築を行うものです。
契約の相手方を 選定した理由	日本電子計算株式会社は、貯水槽水道台帳システムの開発事業者であり、プログラム構成に係る手法を知る唯一の事業者です。また、当該事業者は本システムの保守業務についても受注しており、システム改修作業中も支障なく安定的にシステムを稼働させることができる唯一の事業者でもあります。 従って本システムの業務内容を十分に熟知し、再構築のためのプログラム変更が可能なのは当該事業者以外にはないため、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本電子計算株式会社 名古屋支店
契約金額（円）	3,526,600円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 給排水設備課 です。

電話番号 052-972-3647

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和6年8月1日
件名	重油類等供給委託（単価契約）
契約の概要	下水道施設においては、排水ポンプや下水汚泥焼却炉等の燃料用重油類の供給を委託するものです。また、水道施設においては、非常用発電機設備の燃料用重油類の供給を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	当局下水道施設には、雨水ポンプ所を始めとして降雨時など緊急に重油類の供給が必要となる施設及び下水・汚泥処理のために常時重油類が必要な施設が62か所あります。水道施設においても3浄水場と鳴海配水場、志段味配水場、平和公園配水場、朝日取水場を合わせて7か所に停電時等非常用発電機設備があります。所在地は市内外一円に点在していると同時に、各施設における重油類の収容能力には差があります。 このような環境において、質・量ともに安定して重油類を供給できる事業者は、市内外一円に組合員を擁する愛知県石油業協同組合（官公需適格組合）のみであることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額（円）	重油（特A）大口ディーゼル機関用、ガスタービン発電機用 1 k L 当たり 108,000円（税抜）ほか3件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3666

随意契約の内容の公表

2024003524

局区	交通局
課	広報広聴課
契約締結日	令和6年8月15日
件名	利用促進策(アクティブシニアキャンペーン)に係る新聞広告の制作及び掲載等業務委託
概要	利用促進策(アクティブシニアキャンペーン)について、高齢者等への認知度向上を図るため、名古屋市において発行部数等が最も多い中日新聞に広告掲載を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本件における広告枠は、中日新聞の発行元である株式会社中日新聞社が販売権を有する唯一の団体であることから同社と随意契約をするもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社中日新聞社
契約金額(円)	2,000,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局広報広聴課 です。
 電話番号 052-972-3809

随意契約の内容の公表

2024002643

局区	交通局
課	デジタル推進課
契約締結日	令和6年8月5日
件名	新内部事務サーバ移行に伴うAWMSオプション移行等業務委託
概要	本件は、令和6年度の内部事務システムサーバ更新に伴い、複合機管理サーバのオプション機能であるOCR読取機能の新サーバへの移行設定業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、令和6年度の内部事務システムサーバ更新に伴い、複合機管理サーバのオプション機能であるOCR読取機能の新サーバへの移行設定業務を委託するものである。オプション機能は既存の複合機管理サーバの一部であり、その移行設定業務にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該複合機管理システム及びオプション機能を構築した者しか行うことができないため、本システム及びオプション機能を構築した下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社 愛知支社
契約金額(円)	1,266,320

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局デジタル推進課です。
電話番号 052-741-2440

随意契約の内容の公表

2024003155

局区	交通局
課	設備課
契約締結日	令和6年8月20日
件名	平針駅エレベーター修理委託
概要	本件は、エレベーターの安全な運行を確保するため、部品の取替えを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	昇降機の部品交換を行うには、当該昇降機の規格・仕様に合致した部品を使用し、内部構造や安全装置の設定状況を正確に把握したうえで、正常に運行できるよう適切な部品交換を行う技術が必要とする。当該設備の機能を維持し安定・安全に運行させ、本件業務を適切に行うことができる者は、必要な技術情報が公開されていないことから、当該昇降機を設計・製作したシンドラエレベータ(株)より国内における昇降機保守事業を移管され、独自の技術情報が引き継がれている日本オーチス・エレベータ(株)以外にないため、下記業者と随意契約をするものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 中部支店
契約金額(円)	2,896,300

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局設備課 です。
電話番号 052-972-3949

随意契約の内容の公表

2024002127

局区	交通局
課	電車車両課
契約締結日	令和6年8月26日
件名	駅設備変更に伴う鶴舞線車両ハッチービジョンの改修
概要	当局高速度鉄道第3号線御器所駅ホームのエレベータ新設に伴い、N3000形車両液晶式車内案内表示装置(ハッチービジョン)にエレベータピクト追加のソフト改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	当局高速度鉄道第3号線N3000形車両の液晶式車内案内表示装置のソフト改修は、詳細な技術情報が公開されておらず、当該液晶式車内案内表示装置を設計・開発・製造した三菱電機(株)しか行うことができないため、三菱電機(株)の指定営業店である下記業者と随意契約するもの。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	株式会社菱交 名古屋支店
契約金額(円)	3,993,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電車車両課 です。
電話番号 052-972-3879

随意契約の内容の公表

2024003117

局区	交通局
課	電気課
契約締結日	令和6年8月28日
件名	OS変更に伴う電気指令システムソフトウェア動作検証
概要	本件は、電気指令システムソフトウェアがインストールされているサーバおよび端末のOSについてWindows10からWindows11へ移行した場合、ソフトの動作に問題がないか動作検証を行うものである。
契約の相手方を選定した理由	本件は、電気指令システムソフトウェアがインストールされているサーバおよび端末のOSアップデート後の動作検証を行うものである。検証にあたっては、必要な技術情報が公開されておらず、当該ソフトウェアを設計・製作した者しか行うことができないため、当該ソフトウェアを設計・製作した下記業者と随意契約するものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
契約の相手方	三菱電機株式会社 中部支社
契約金額(円)	3,520,000

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局電気課 です。
 電話番号 052-972-3892